

2022年5月30日

各 位

会社名 丸全昭和運輸株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅井俊之
(コード番号9068 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 相田 宏
(電話 045-671-5796)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第120回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的と内容

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の日程

定時株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

3. 資料(別添)定款新旧対照表

以 上

定款新旧対照表

(別 添)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文変更なし) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>